

# 中島村の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考)
	(平成27年1月1日)					25年度の人件費率
26年度	人	千円	千円	千円	%	%
	5,216	3,105,329	348,413	505,320	16.3	16.0

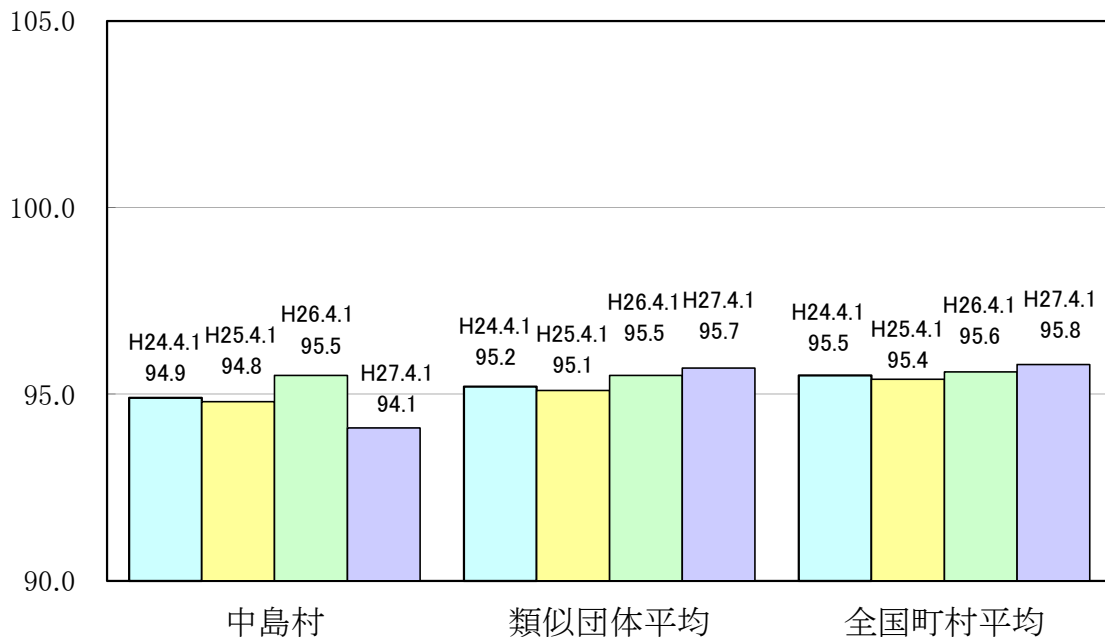
### (2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	千円	千円
26年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	57	197,696	27,436	72,932	298,067	5,229	5,650

(注)1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、平成26年度4月1日現在の人数である。

### (3) ラスパイレス指数の状況



(注)1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

〔**実施** 未実施〕

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期)平成27年4月1日  
 (内容)一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均0.9%引下げ。高齢層を中心に最大3%程度引き下げ、若年層は引き上げた。激変緩和のため、5年間(平成32年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。  
 技能労務職給料表については、県に準拠して改正。

② その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当、単身赴任手当及び通勤手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (平成27年4月1日現在)

(1) 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
中島村	42.0 歳	313,900 円	358,296 円	338,920 円
福島県	42.8 歳	335,000 円	420,845 円	365,725 円
国	43.5 歳	334,283 円	—	408,996 円
類似団体	42.0 歳	310,369 円	364,104 円	339,712 円

(注)1 「平均給料月額」とは、(平成27年4月1日現在)における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況 (平成27年4月1日現在)

区分		中島村	福島県	国
一般行政職	大学卒	179,300 円	186,000 円	174,200 円
	高校卒	146,300 円	150,800 円	142,100 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (平成27年4月1日現在)

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	259,100 円	303,200 円	360,000 円	376,200 円
	高校卒	該当者無し 円	276,100 円	311,700 円	該当者無し 円

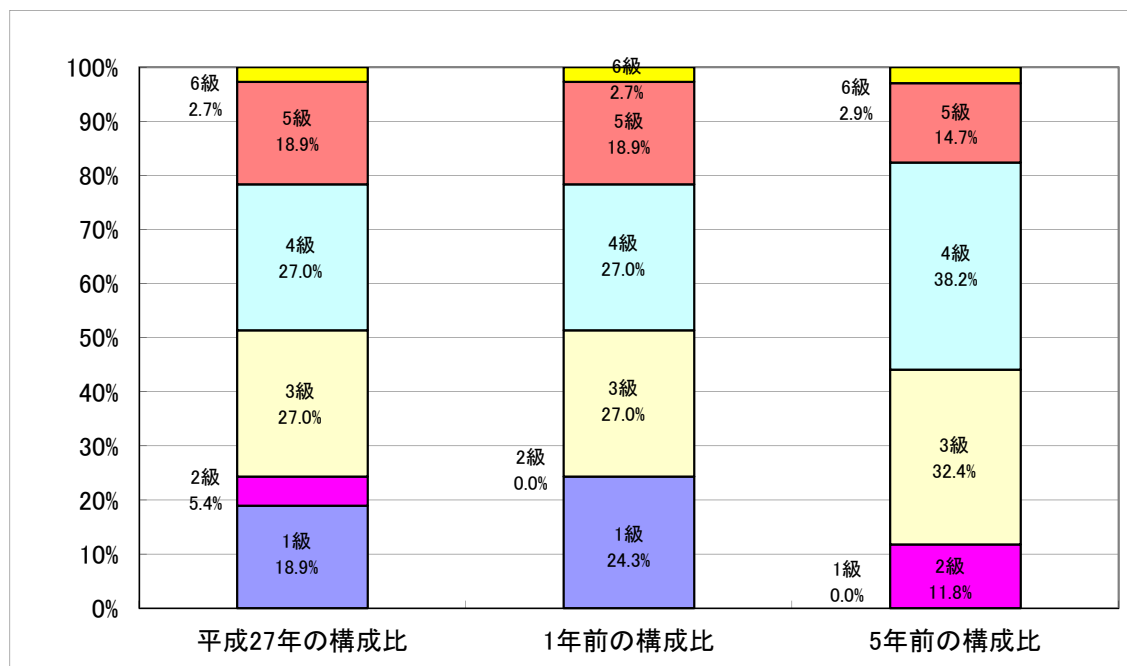
### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況 (平成27年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事・技師の職務	7人	18.9%	141,700円	252,000円
2級	主任主事・主任技師の職務	2人	5.4%	193,400円	310,700円
3級	係長・主査の職務	10人	27.0%	230,300円	357,800円
4級	課長補佐・主任主査の職務	10人	27.0%	265,800円	393,000円
5級	課長の職務	7人	18.9%	293,200円	404,600円
6級	総務課長・参事の職務	1人	2.7%	324,900円	423,800円

(注) 1 中島村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

・昇給の基準

昇給区分	A	B	C	D	E
特定職員	8以上	6	3	2	0
55歳以上	2以上	1	0	0	0
一般職員	8以上	6	4	2	0
55歳以上	2以上	1	0	0	0

(特定職員) …行政職給料表5級以上及びこれに相当する職員

(昇給区分) A…勤務成績が極めて良好である職員 C…勤務成績が良好である職員 E…勤務成績が良好でない職員

B…勤務成績が特に良好である職員 D…勤務成績がやや良好でない職員

・昇給の状況

職員数	標準超	標準	標準未	昇給無
37	0	37	0	0

#### 4 職員の手当の状況

##### (1) 期末手当・勤勉手当

中島村	福島県	国
1人当たり平均支給額( 26年度 ) 1,302 千円	1人当たり平均支給額( 26年度 ) 1,684 千円	—
( 26年度 支給割合 ) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.50 月分 ( 1.40 )月分 ( 0.70 )月分	( 26年度 支給割合 ) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.50 月分 ( 1.40 )月分 ( 0.70 )月分	( 26年度 支給割合 ) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.50 月分 ( 1.45 )月分 ( 0.70 )月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

##### (2) 退職手当 (平成27年4月1日現在)

中島村			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.455 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.455 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.58250 月分	勤続25年	29.145 月分	34.58250 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置	定年早期退職特例措置2~20%加算 (退職時特別昇給 4号又は8号 加算措置)		その他の加算措置	定年早期退職特例措置 2~20%加算	
1人当たり平均支給額	23,213 千円				

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、26年度 に退職した職員に支給された平均額である。

##### (3) 特殊勤務手当 (平成27年4月1日現在)

支給実績( 26年度 決算)	0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額( 26年度 決算)	0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合( 26年度 決算)	0.0 %		
手当の種類(手当数)	2		
手当の名称	主な支給対象職員	支給実績( 26年度 決算)	左記職員に対する支給単価
防疫防除作業に従事する職員の特殊勤務手当	伝染病防疫に従事する職員	0千円	日額500円
行旅病人等の取扱業務に従事する職員の特殊勤務手当	行旅病人等の取扱業務に従事する職員	0千円	日額500円
		0千円	日額4,500円

##### (4) 時間外勤務手当

支給実績 ( 26年度 決算)	9,735 千円
職員1人当たり平均支給年額 ( 26年度 決算)	216 千円
支給実績 ( 25年度 決算)	6,699 千円
職員1人当たり平均支給年額 ( 25年度 決算)	149 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(26年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(5)その他の手当 (平成27年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (26年度 決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (26年度 決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 1人(配偶者なし)11,000円 1人(配偶者非扶養)6,500円 2人以降6,500円 特別期間の加算5,000円	同じ	-	千円 6,373	円 289,682
通勤手当	交通機関利用 運賃等相当額 (63,000円を超える場合) 63,000円との 差額の2分の1に63,000円を加算した額 自動車使用 片道2km以上 2,700円~52,500円	異なる	要件及び金額	千円 2,309	円 60,763
住居手当	月額9,500円を超える家賃を 支払っている職員 27,000円を限度に支給	異なる	支給要件 国は12,000円以上	千円 1,309	円 327,250
寒冷地手当	4級地 世帯主 扶養親族あり 17,800円 扶養親族なし 10,200円 その他の職員 7,360円	同じ		千円 3,311	円 61,315
管理職手当 (特別調整額)	5級の職員 30,800円 6級の職員 32,900円	異なる	一般行政職の場合 4級5種46,300円~ 10級1種139,300円	千円 4,149	円 377,182

5 特別職の報酬等の状況 (平成27年4月1日現在)

区 分		給 料	月 額	等
給 料	村 長	783,000 円	(参考)類似団体における最高／最低額 870,000 円／ 363,200 円	
	副 村 長	590,000 円	672,100 円／ 405,600 円	
報 酬	議 長	311,000 円	364,000 円／ 220,000 円	
	副 議 長	249,000 円	285,000 円／ 172,000 円	
	議 員	225,000 円	263,000 円／ 143,000 円	
期 末 手 当	村 長 副 村 長	( 26年度 支給割合) 3.05 月分		
	議 長 副 議 長 議 員	( 26年度 支給割合) 3.05 月分		
退 職 手 当	村 長	(算定方式) 給料月額×在職月数×支給率(0.48)	(1期の手当額) 18,040,320 円	(支給時期) 任期毎
	副 村 長	給料月額×在職月数×支給率(0.29)	8,212,800 円	任期毎

(注)1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

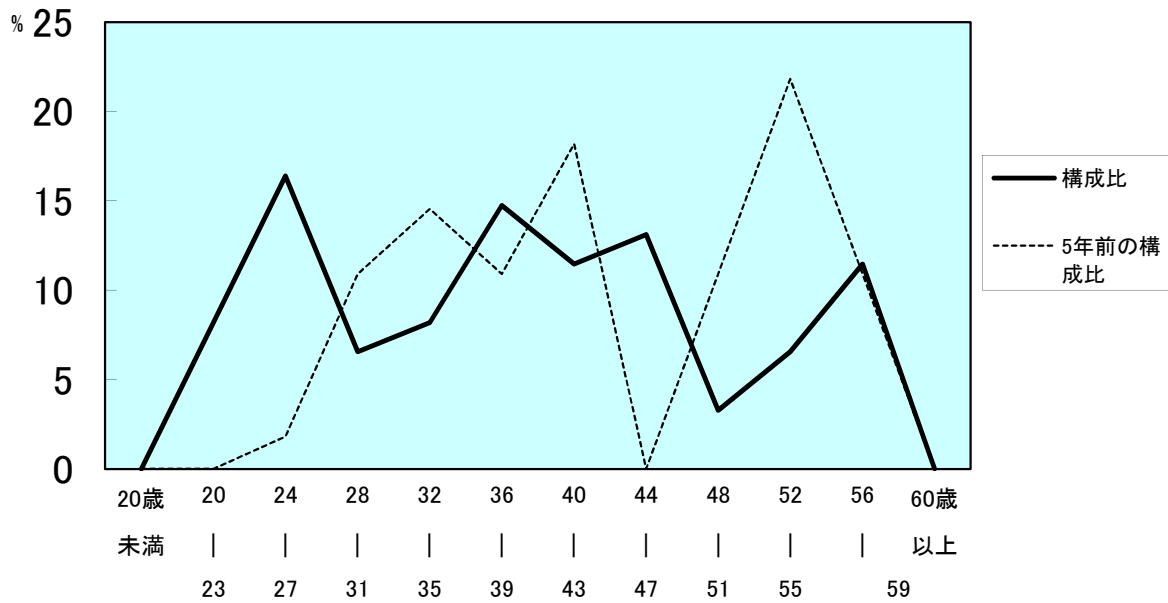
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成27年度	平成26年度		
普通会計部門	一般行政部門				
	議会	2	2	0	
	総務	11	11	0	
	税務	4	4	0	
	農水	4	4	0	
	商工	1	1	0	
	土木	3	3	0	
	民生	15	15	0	
	衛生	3	3	0	
	計	43	43	0	<参考> 人口1,000人当たり職員数 8.24 人 (類似団体の人口1,000人当たり職員数 12.51 人)
	教育部門	13	14	△ 1	
	消防部門				
	小 計	56	57	△ 1	<参考> 人口1,000人当たり職員数 10.74 人 (類似団体の人口1,000人当たり職員数 15.10 人)
公営企業計等部門	水道・下水	2	2	0	
	その他	3	3	0	
	小 計	5	5	0	
合 計		61	62	△ 1	<参考> 人口1,000人当たり職員数 11.69 人
		[ 78 ]	[ 78 ]	[ ]	

(注)1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 [ ]内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (平成27年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
職員数	0人	5人	10人	4人	5人	9人	7人	8人	2人	4人	7人	0人	61人

(3) 職員数の推移

(単位: 人・%)

部門別	年度	22年	23年	24年	25年	26年	27年	過去5年間の増減数(率)
一般行政		39	39	41	42	43	43	4 (10.3%)
教育		12	12	13	14	14	13	1 (8.3%)
普通会計計		51	51	54	56	57	56	5 (9.8%)
公営企業等会計計		4	4	5	5	5	5	1 (25%)
総合計		55	55	59	61	62	61	6 (10.9%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。